道路後退用地整備要綱に協力を

■はじめに■

加須市では、市街地の狭あい道路について、建築主等の理解と協力のもとに、後退部分を市に寄附していただくことにより、道路後退を確実に行ない、狭あい道路を解消し、それにより安全で快適な生活環境を確保し、将来に向け住みよいまちづくりを育てていくことを目的とし、道路の後退用地整備要綱を策定しました。

■概 要■

建築主等は、敷地の接する道路が市道で建築基準法第42条第2項に規定する道路(2項道路)である場合は、確認申請書を提出する前までに、次の事項(市街化調整区域については①から④まで)を行ってください。

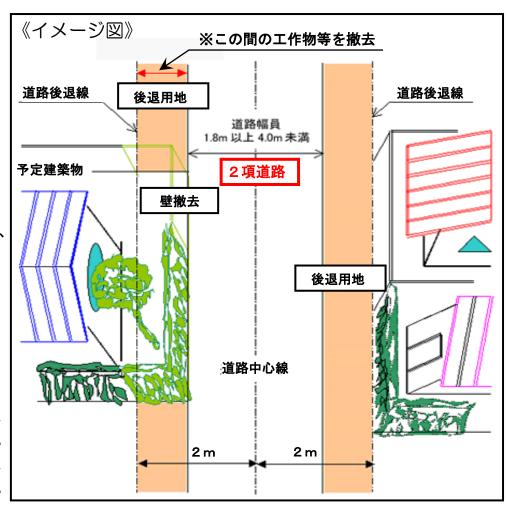
- ① 敷地と道路との境界線の確定
- ② 後退用地の確定
- ③ 後退用地の工作物等の除却
- ④ 高低差のある場合は、路肩の適切な保護処置
- ⑤ 後退用地の市への<u>無償譲渡</u>、または、<u>無償使用</u>の承諾
 - □無償譲渡されたときは、市において、分筆、所有権移転登記等の手続きを行います。
 - □無償使用(分筆等は行いません)の場合は、申請により、税を免除することができます。

■2項道路とは■

建築基準法が適用になった際、既に建築物が立ち並んでいた幅員1.8m以上4m未満の道路で、特定行政庁(市長)が指定した道路をいいます。この場合、道路の中心から両側にそれぞれ2m後退した線を道路の境界線とみなします。ただし、片側ががけ地、川、線路敷に沿う場合においては、当該がけち等と道路の境界線から道路側に4m後退した線を道路の境界線とみなします。

※工作物等とは・・・・・

門、塀、柵、土囲い、花壇、 生け垣、植木等をいいます。 なお、市街化調整区域では、 生け垣、植木等は除きます。



幅員4m未満の道路が敷地に接する場合の手続きの流れ(市街化区域の場合)

